

○茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付要綱

令和6年5月29日

告示第144号

改正 令和7年5月30日告示第130号

令和8年8月31日告示第236号

(趣旨)

第1条 この告示は、東京一極集中を是正し、茅野市への若者の流れを創出することを目的として、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ。）のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業・修了した学生が茅野市内に移住し、長野県内に就職することに対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は大学院であつて、市長が別に定める大学等をいう。
- (3) 移住 茅野市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を市内に置くことをいう。
- (4) 移住学生補助金 長野県就職・移住学生支援事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け5労雇第512号長野県産業労働部長通知）及びこの告示に基づき交付される補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (6) 交通費 内定先の企業が実施した企業説明会、採用面接及び採用試験に要した交通費のうち1回分（1度の往復にかかるもの）をいう。ただし、公共交通機関を利用したものに限る。
- (7) 移転費 茅野市へ移住するための運送費及び自動車等で引越しをした場合の車両借上料、有料道路使用料、燃料費等をいう。

(交付対象者)

第3条 移住学生補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 就業前 別表第1及び別表第3の区分のいずれにも該当する者
- (2) 就業後 別表第2及び別表第4の区分のいずれにも該当する者

(交付対象経費)

第4条 移住学生補助金の交付対象となる経費は、交通費及び移転費とする。ただし、就業先企業から当該経費に係る費用が支給される場合は、当該費用を除くものとする。

(移住学生補助金の額等)

第5条 移住学生補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交通費 経費の2分の1以内とし、8,500円を限度とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 移転費 最低限の実費分であることを証明できる場合は実費分とし、160,000円を上限とする。ただし、証明できない場合は、定額66,000円の交付とする。

2 移住学生補助金の交付は、同一年度内において1補助対象者につき1回限りとする。
(交付申請及び実績報告)

第6条 移住学生補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、卒業見込み年度の10月1日以降に内定した後に、茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請及び実績報告」という。）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 移住学生補助金に関する個人情報の取扱い（様式第2号）
- (2) 移住学生補助金に関する誓約書（様式第3号）
- (3) 就業先企業による証明書（内定証明書（様式第4号の1）又は就業証明書（様式第4号の2））
- (4) 在学証明書等（卒業見込みであることの確認がとれるもの。）（就業前の申請の場合）
- (5) 卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの。）（就業後の申請の場合）
- (6) 交通費、移転費の領収書
- (7) 移住元の住所が確認できる資料（住民票の写し、申請者名義の賃貸借契約書、公共料金領収書等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、市長が別に定める。
(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の交付申請及び実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、移住学生補助金を交付する必要がある者として適当と認められ、かつ、長野県から移住学生補助金の交付決定を受けた場合は、移住学生補助金の交付決定及び額の確定を行い、茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住学生補助金を交付する必要がある者として不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住学生補助金の交付ができない場合は、その理由を付して、当該申請者に通知するものとする。
(移住学生補助金の請求及び支払い)

第8条 交付申請者は、前条の交付決定を受けた後、茅野市就職・移住学生支援事業補助金請求書（様式第6号）により、市長へ移住学生補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、移住学生補助金を支払うものとする。
(報告及び立入調査)

第9条 茅野市は、移住学生補助金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住学生補助金に関する報告及び立入調査を求めることが

できる。

(移住学生補助金の返還)

第10条 市長は、移住学生補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号に掲げる要件に該当する場合には、移住学生補助金の全額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があるものとして茅野市が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) （在学中に交通費を申請する場合）交付申請日から1年以内に別表第3の就業先に関する要件を満たす内定先の企業への就業を行わなかった場合
- (3) （在学中に交通費を申請する場合）交付申請日から1年以内に茅野市に転入しなかった場合
- (4) 就業開始日から1年以内に別表第4の就業先に関する要件を満たす企業を辞した場合（退職日から3箇月以内に別表第4の就業に関する区分のいずれにも該当する職に就いた場合を除く。）
- (5) 茅野市外に転出した日が、茅野市への転入日、企業等への就業開始日又は移住学生補助金の交付申請日のいずれか遅い日から1年以内である場合

(継続就業及び継続居住の確認)

第11条 受給者は、就業開始日から1年を経過した場合は、就業先である企業等に就業証明書の交付を求め、当該就業証明書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、受給者の茅野市への転入日、企業等への就業開始日又は移住学生補助金の交付申請日のいずれか遅い日から1年を経過した時点において、受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年度分の茅野市就職・移住学生支援事業補助金申請から適用する。

附 則（令和7年5月30日告示第130号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年度の補助金の交付申請分から適用する。
(移住学生補助金返還の経過措置)
- 2 令和6年度以前に交付決定をされ、第11条に規定する継続就業及び継続居住の確認を行っているものについては、改正後の茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付要綱第10条の規定を適用するものとする。

附 則（令和8年8月31日告示第236号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度以降に

大学等を卒業又は修了（それぞれ見込みの場合を含む。）した者が、施行日以降に行う交付申請について適用し、施行日前にされた交付申請及び施行日前に大学等を卒業又は修了した者が行う交付申請については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）（就業前の申請の場合）

区分	要件
移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学等を卒業する見込みであること。 (2) 大学等の卒業見込み年度において、東京圏内に継続して在住していること。
移住先に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 県内企業に就職することが内定していること。 (2) 移住学生補助金の申請時において、就業開始予定前1年以内であること。 (3) 卒業後に別表第3の要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さずに転出していた者については企業等への就業開始日）から1年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。
その他の要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。 (2) 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。 (3) その他茅野市が移住学生補助金の対象として不適当と認めた者ではないこと。 (4) この補助金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金を受給していないこと。

別表第2（第3条関係）（就業後の申請の場合）

区分	要件
移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。 (2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していたこと。

移住先に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 茅野市に移住したこと。 (2) 移住学生補助金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。 (3) 市内に、移住学生補助金の交付申請日から1年以上継続して居住する意思を有していること。
その他の要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。 (2) 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。 (3) その他茅野市が移住学生補助金の対象として不適当と認めた者ではないこと。 (4) この補助金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金を受給していないこと。

別表第3（第3条関係）（就業前の申請の場合）

区分	要件
就業先に関する要件	別表第1の移住元に関する要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に、次の各号のいずれにも該当する就業先に就職すること。 (1) 勤務地が長野県内に所在すること (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (5) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 (6) その他茅野市が移住学生補助金の対象として不適当と認めた就業先でないこと。
就業条件等に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づき採用予定であること。 (2) 茅野市を中心とした勤務を基本とする採用予定であること。 (3) 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用

	予定であること。
--	----------

別表第4（第3条関係）（就業後の申請の場合）

区分	要件
就業先に関する要件	別表第2の移住元に関する要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に、次の各号のいずれにも該当する就業先に就職していること。 (1) 勤務地が長野県内に所在すること (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (5) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費については、この限りでない。 (6) その他茅野市が移住学生補助金の対象として不適当と認めた就業先でないこと。
就業条件等に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること。 (2) 茅野市を中心とした勤務を基本とする採用であること。 (3) 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。